

飼い主のいない猫の 去勢・避妊手術費補助金交付制度

飼い主のいない猫が増加し地域で嫌われてしまうことを予防するとともに、飼い主のいない猫の繁殖を抑えるために、手術費用の補助を実施します。

飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金交付制度の募集

【対象】 市内に生息する飼い主のいない猫を市内の動物病院に持ち込み、去勢又は避妊の手術を受けさせる市内在住の方

【補助金など】 補助金〔去勢 7,500 円、避妊 12,500 円〕は市より直接獣医師に支払われます。

手術に伴う費用として、申請者は一律 5,000 円の負担です。

【期間】 平成 23 年 4 月 6 日(水)から

【方法】 動物病院へ飼い主のいない猫を持ち込む前(手術前)に補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、環境保全課に提出してください。

予算の範囲内で先着順に受け付けます。

<問い合わせ・申込み先>

春日井市 環境部 環境保全課 自然環境担当
〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44
電話 (0568)85-6219

◆ 飼い主のいない猫

地域で活動している猫のなかには、ペットとして飼われている猫のほかに、飼い主のいない猫たちがいます。その多くは、心無い飼い主が飼育を放棄した野良猫たちが、地域で繁殖したものとされています。

ペットとして飼われている猫たちは、飼い主の家が我が家となりますが、飼い主がいない猫たちにとっての我が家は、「活動している地域そのもの」になってしまいます。

そして、飼い主のいない猫たちの行動の中には、同じ地域に暮らす住民にとって迷惑な行為として感じられることがあります。

問題になるとされる猫の行動

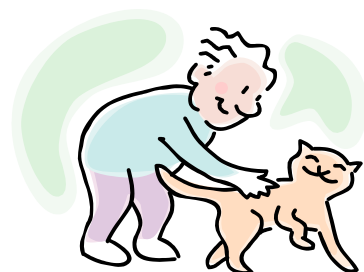
・発情期の泣き声や夜間の喧嘩、オス猫のマーキングの臭い、糞の始末、花壇などを荒らされるなど



去勢・避妊の手術を行うことで

注意事項

※「飼い主のいない猫」とは、飼い主がいない状態の猫のことです。現在、野良猫を拾って飼っている場合は、この制度の対象となりませんので、ご注意ください。



・繁殖を抑える
・尿の臭いの緩和
・発情期の鳴き声が止む
・夜の喧嘩の減少
⋮
などが期待できる

◆ 申請

1 申請の資格について

- (1) 市内に生息する飼い主のいない猫であること。
- (2) これから保護し去勢・避妊の手術を受けさせるものであること。
- (3) 申請者は市内在住の者であること。
- (4) 飼い主のいない猫であることの確認が、「区長・町内会長・自治会長」又は「隣人等2名」のいずれかで行われていること。

2 補助について

この、補助金交付制度で行う飼い主がいない猫の去勢・避妊は、市内にある動物病院の協力により、一律 5,000 円の負担で手術が行えます。

3 補助金交付手続きの流れ

内 容	申 請 者
①「飼い主のいない猫」を確認し、申請書を作成する。 <small>チェック</small> <input type="checkbox"/> 申請者以外の者による飼い主のいない猫であることの確認 (区長、町内会長、自治会長または隣人など2名の署名・捺印)	<申請書作成>
②補助金交付申請 <small>チェック (提出書類)</small> <input type="checkbox"/> 申請書(飼い主のいない猫であることの確認が必要) <input type="checkbox"/> 猫の写真1枚(猫の特徴などが分かるもの) <input type="checkbox"/> 住所が確認できる書類(免許証、住民票、保険証など)	<申請>
③獣医師との事前打合せ <small>チェック</small> <input type="checkbox"/> 申請後に手術を予定する動物病院に電話で連絡する	<事前連絡>
④「飼い主のいない猫」を申請した動物病院へ持ち込む。 <small>チェック</small> <input type="checkbox"/> 申請後はできるだけ早く持ち込む <input type="checkbox"/> 猫を保護するときは、けがをしないよう十分に注意する <input type="checkbox"/> 猫の写真(申請時に受付印を押したもの)、猫用のピアス、請求書を獣医師に渡す ⑤手術の可否決定 申請者が動物病院に持ち込んだ「飼い主のいない猫」について、獣医師が去勢・避妊手術が可能かどうかを判断します。 ⑥交付決定通知書 <small>チェック</small> <input type="checkbox"/> 交付決定日から起算して60日以内、当該年度の3月15日のいずれか早い日で手術を受ける ※獣医師が手術可能と判断してから、60日以内に去勢・避妊手術を行わないと無効となります	<猫の持ち込み>
⑦手術の実施 ⑧申請者が手術費用5,000円を支払い、手術した猫を引き取る。 ⑨補助金請求書 <small>チェック (提出書類)</small> <input type="checkbox"/> 補助金請求書は委任状部分に記入・押印の上、獣医師へ渡す	<費用の支払> <補助金請求> (獣医師から)
⑩補助金交付 ※補助金は直接、獣医師に支払われます	<補助金交付> (獣医師へ)

4 申請の方法等について

(1) 補助金交付申請について

○動物病院にて手術を行う前に必ず、次の書類を揃えて環境保全課(市役所 3 階)へ申請をして下さい。

①補助金交付申請書 ※猫に飼い主がいないことを区長、町内会長、自治会長または隣人 2 名による確認が必要です。

②手術を申請する猫の写真(特徴が分かるもの)

③申請者の住所が確認できる書類(免許証、住民票、保険証など)

○郵送による申請は受け付けません。

○申請に際しては、(社)愛知県獣医師会開業部会春日井分会発行の「避妊去勢手術を申し込まれる方へ」の注意事項をご確認ください。

(2) 獣医師との事前打合せについて

○申請後は手術を予定する動物病院へ連絡の上、持込日、時間、方法、注意点などを確認してください。

(3) 飼い主のいない猫の保護と持ち込みについて

○猫を保護する際は、けがをしないように十分に注意して下さい。

(防護用手袋を着用するなど)

○申請後 30 日以内に猫を動物病院へ持ち込むように努めて下さい。

(4) 手術の可否決定について

○猫の健康状態等によっては手術が行えない場合がありますので、予めご了承ください。

(5) 交付の決定と期限について

○交付決定日から起算して 60 日以内又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに手術を受けてください。

○上記の期間内に手術が行えなかった場合、決定は失効となります。

(6) 手術費用の支払いについて

○手術費用の自己負担金 5,000 円を動物病院にお支払いください。

(7) 補助金請求書について

○申請者の方は、補助金請求書の請求者欄と委任者欄に住所、氏名等を記入し、押印の上、獣医師へお渡しください。

○補助金は市より直接獣医師へ支払います。